

第3回 群馬県立敷島公園新水泳場整備運営事業 事業者選定委員会 議事概要

日 時：令和5年11月15日 9:30～11:30

場 所：オンライン

出席委員：安登委員長、渡辺副委員長、小林委員、権田委員、島委員、相良委員、
谷川委員

1. 開会

2. あいさつ

3. 議事等

報告

- (1) スケジュール
- (2) 質問・意見の回答の状況
- (3) 意見交換会（9/25～27）の対応状況
- (4) 第2回事業者選定委員会における意見の対応状況
- (5) 特定事業の選定

議題

- (1) 入札説明会
- (2) 落札者選定基準（小項目、審査の視点）
- (3) 要求水準書
- (4) 基本協定書（案）
- (5) 事業契約書（案）

4. その他

- ・提案審査の進め方（案）

5. 閉会

1. 開会

2. あいさつ

3. 議事等

<報告項目>

(1) スケジュール

(事務局)

- ・PFI 事業の選定委員会のスケジュールについて説明。

(2) 質問・意見の回答の状況

(事務局)

- ・質問・意見の回答の状況について報告。

(3) 意見交換会（9／25～27）の対応状況

(事務局)

- ・意見交換会（9／25～27）の対応状況について報告。

(4) 第2回事業者選定委員会における意見の対応状況

(事務局)

- ・第2回事業者選定委員会における意見の対応状況について報告。

(委員)

- ・事後評価について、敷島公園の指定管理者に対しては、毎年度評価委員会を開催している。本事業においても第三者委員会を含めた事後評価の仕組みを取り入れるのかどうかを確認したい。

(事務局)

- ・要求水準書に「自己評価の実施」の項目を設けて、「事業者は、「指定管理者制度導入施設の管理運営状況等に係るモニタリングガイドライン」の「指定管理者によるセルフモニタリング」に基づき利用者満足度調査を行う。」と規定している。
- ・要求水準書には、外部委員による評価に関する事項は含まれていないが、事業契約には示している。本事業も指定管理者制度に則って管理してもらうため、今後検討することとしたい。

(委員)

- ・現公園の指定管理者との調整に関する項目は設けられているか。

(事務局)

- ・県管理区域等における連携については、要求水準書に示すとともに、落札者決定基準においても

「周辺施設との連携」という項目の中で、県管理区域の公園関係者との連携、公園内便益施設（コーヒーショップを含む）との連携について記載しており、提案評価の対象としている。

- ・現在も、県立公園全体で月1回の連絡調整会議を行っている。

(委員)

- ・他のPFI事業でも、全体を統括する第三者を入れてチェックしている。要求水準は提案者の可能な範囲での提案であるので、範囲を超えるモニタリングは県がつくる必要があり、事業契約の中で遵守してもらうことになる。

(5) 特定事業の選定

(事務局)

- ・特定事業の選定について報告。

<審議項目>

(1) 入札説明書

(事務局)

- ・入札説明書について説明。

(委員)

- ・建設工事費が高騰している。複数の提案者が参加できる額を設定してもらいたい。

(委員)

- ・建設コストの動向を、県はどのように考えているのか。

(事務局)

- ・現在公表している概ねの金額から、物価上昇や金利上昇を踏まえた価格で算定したものを公表する予定である。
- ・入札公告時を起点として、建設に着するまでの期間も物価変動の対象期間とする。現在の物価上昇速度はこれまでに例のないような状況であるため、物価スライド制度を適用させながら対応していく。
- ・このPFIの案件についても物価スライド制度を適用して、適宜、価格を見直していく。

(委員)

- ・入札説明書、低入札価格制度についても特段違和感はない。
- ・事業費に関しては、事業契約書の中でサービス購入料の改定を規定している。価格の見直しの条項等に則って対応していくことになる。

(委員)

- ・自分が知っている範囲でも、今年度は入札直前での参加辞退が2件、延期が1件あった。物価上昇により競争が働きにくい環境にあると感じている。

(2) 落札者選定基準（小項目、審査の視点）

(事務局)

- ・落札者選定基準（小項目、審査の視点）について説明。

(委員)

- ・木造の部分はこの事業の中で最も大切な部分である。木造の屋根架構については、景観デザインで評価することが想定されるが、構造的な新しさ、メンテナンス上の工夫や一般の人が見ても素晴らしいと思うような点を配点・加点を明確に評価の中にわかりやすく入れておくと良い。

(事務局)

- ・木造の屋根架構の評価は、「施設整備に関する事項」、「維持管理に関する事項」において加点している。

(委員)

- ・配点は、入札参加者に明示されるのか。

(事務局)

- ・落札者決定基準の中で明示する。

(委員)

- ・「屋根の木架構を（デザイン性を含めて）重視する」ことが分かると良い。
- ・維持管理の記載だけでは、維持管理の提案は良いが、デザインが相応しくないものになってしまう可能性がある。県民の利用者が木の素晴らしさを感じるような提案に期待したい。

(事務局)

- ・承知した。落札者決定基準の中で記述を工夫したい。

(委員)

- ・項目の重みづけには、立地特性、環境特性、問題点や課題に対して明確に対応しているということが重要である。
- ・「敷島エリアグランドデザインの反映」が示されているが、これに対して何を応えればよいのか、もう少し踏み込んだ記載がないと提案しづらいし、評価もしづらい。

(事務局)

- ・様式集の中に、提案ごとに視点・ポイントを記載しているところであるが、ご指摘を踏まえて、反映したい。

(委員)

- ・そういうところに配点の重みづけする必要があるのではないか。特性に対応した配点の重みづけになっているかということである。

(事務局)

- ・PFI 事業は設計、建設、運営、維持管理と幅広い分野に跨っており、それぞれの視点で配点をしなければならないので、まずは、先行事例から平均的な配点をした上で、その中でも敷島公園の特有の部分について配点を増している。

(委員)

- ・それで良いと思う。

(3) 要求水準書

(事務局)

- ・要求水準書について説明。

※ 各委員了承

(4) 基本協定書（案）

(事務局)

- ・基本協定書（案）について説明。

(委員)

- ・自分がこれまで関わってきた PFI 案件の基本協定書、事業契約書の内容と概ね相違ない。ただし、基本協定書（案）別紙「出資者誓約書」の「特別目的会社の」という記載は不要かと思う。
- ・事業契約書の契約金額のスライドに関して、これまでの他の PFI 事業で問題になったものとして、スライドの起算日がある。
- ・価格改定の起算日は、「設計・建設期間内に著しい価格変動があった場合」ということで、提案書提出から契約締結までの 5 カ月間に変動があったとしても、反映されないという内容になっている。この点は、他の PFI の事業契約も同様で一般的なものであるが、実務上の課題となる。
- ・スライドを適用した結果、債務負担行為の金額を超える場合には議会の議決が必要となり、そこが実務上 1 つのハードルとなる可能性がある。

(事務局)

- ・物価スライドに関する起算日は入札公告を行う 12 月を予定している。契約締結日までに発生する物価上昇についても、契約後において適切に反映していくこととしている。
- ・債務負担行為の設定額を超えた場合には、改めて県議会において議決を得る予定である。

(委員)

- ・問題となるのは価格である。最近では、提案を予定していたものの、価格が合わずに辞退する例が散見されている。

(5) 事業契約書 (案)

(事務局)

- ・事業契約書 (案) について説明。

※ 各委員了承

4. その他

提案審査の進め方 (案)

(事務局)

- ・提案審査の進め方 (案) について説明。

(委員)

- ・提案書を提出してきた企業体すべてにヒアリングを行う予定か。

(事務局)

- ・その予定である。事務局で資格要件や入札条件を満たしているか等の審査を行い、失格ではない参加者はすべてヒアリングを行う。

(委員)

- ・プレゼンテーションの担当者のイメージやプレゼンテーションの内容については指定をするのか。PowerPoint を使用してよいのか、模型もつくるのかといった点はどうか。

(事務局)

- ・詳細はこれからの検討となるが、想定では PowerPoint を使用し、模型を使うことも可の方向で考えている。

(委員)

- ・各提案者がどのレベルの担当者を出してくるのか、どのような構成でプレゼンテーションをするのかも、提案内容の具体性やコミットメントを測る指標にもなるものと思われる。

(委員)

- ・今回は設計責任者、構造設計責任者には必ず発表してもらうことを入れておいた方が良い。木構造については細かい質問をして評価をすることになるかと思われるので、それに対して十分な説明ができる人に来てもらわないといけない。
- ・何名参加して良いかということも検討する必要がある。人数はあまり絞り込み過ぎない方が良いかと思う。

(事務局)

- ・承知した。意見を踏まえて検討する。

(委員)

- ・プレゼンターに関しては、説明能力のない者が参加してくる可能性があるので、責任者に参加してもらう必要がある。
- ・多数の PFI 事業の審査に関わってきたが、模型の提出は、事業者への負担が増えるため多くないが、模型を求めるケースもあるため、検討が必要である。

(委員)

- ・今回は、木造で三次元的な形態になってくるので、模型があった方が分かりやすいと思う。ただし、費用のこともあるので、模型を持ってくることは拒まないという程度でどうか。

(事務局)

- ・意見を踏まえて審査の方法等を検討することとしたい。

全体を通しての意見

(委員)

- ・本事業では、敷島エリアグランドデザインが非常に大きなコンセプトになると思うが、この構想づくりは現在進行形で進んでいて、入札提案後にも内容がより具体化していくことが想定されているかと思う。審査は、入札時点のグランドデザインを踏まえて優れているかどうかという目線で見るという理解だが、それでよいか。
- ・グランドデザインがどのようなタイムラインであったか、改めて教えてもらいたい。

(事務局)

- ・グランドデザインは、パブリックコメントの前段階のものを入札公告のある 12 月までに明示できるよう作業を進めている。

(委員)

- ・配点に重きをおいた審査項目をプレゼンテーションという限られた時間の中で明確に示してもらいたい。
- ・建築のところの目指す方向性というものは、前例のない組み合わせや取組みの試みであることは

確かであると思う。

- ・そういった趣旨が参画事業者にも伝わるように、場合によっては説明する機会を設けても良いと思う。

5. 閉会